

2019年1月10日

J R A 報 道 室

お 知 ら せ

F. ブロンデル騎手の騎乗停止処分について

F. ブロンデル騎手は、2018年12月23日（日）フランスのドーヴィル競馬場で行われた第6競走において ZIVERI（ジヴェリ）に騎乗した際の御法（騎乗ぶり）について、フランスギャロから2019年1月14日から同年1月21日までの騎乗停止処分を受けました。

よって、日本中央競馬会競馬施行規程第147条第18号に基づき、裁定委員会の議定により、2019年1月14日から同年1月21日まで（フランスギャロによる処分と同一期日）同騎手の騎乗を停止しますので、お知らせします。

【参考 日本中央競馬会競馬施行規程（抜粋）】

第147条 第138条第1項各号及び第145条各号のいずれか又は前条に該当する場合を除き、次の各号のいずれかに該当する馬主、調教師、騎手、調教助手、騎手候補者又は厩務員に対して、期間を定めて、調教若しくは騎乗を停止し、戒告し、又は500,000円以下の過怠金を課する。

(1) ～(17) 〔略〕

(18) 外国の競馬の競走の公正かつ安全な実施を害する行為をした者（その行為について既に当該競走に係る制裁を行う機関により戒告若しくは過怠金の賦課に相当する処分を受けた者又は期間を定めて騎乗を停止された騎手であって、当該競走後から引き続き本邦外の地域にあり、かつ、当該騎乗を停止された期間を満了したものと認められるものを除く。）